

## 第5節 林野火災応急対策計画

関係機関	消防団・消防本部・農林課・和泉警察署
------	--------------------

林野における大規模な火災が発生した場合には、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図るものとする。

### 第1 組織体制

- 1 現地指揮本部の設置
- 2 現地対策本部の設置
- 3 林野火災対策本部等の設置
- 4 災害対策本部の設置

### 第2 活動内容

市及び和泉市消防本部は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- 1 林野における火災発生が通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、和泉警察署等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- 2 隣接市町村等に応援要請を行った場合、市に現地対策本部を設置する。
- 3 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- 4 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- 5 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 6 警戒区域、交通規制区域の指定
- 7 空中消火の要請又は知事への依頼
- 8 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- 9 応援部隊の受入れ準備

### 第3 防災関係機関等の活動体制

#### 1 和泉警察署

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

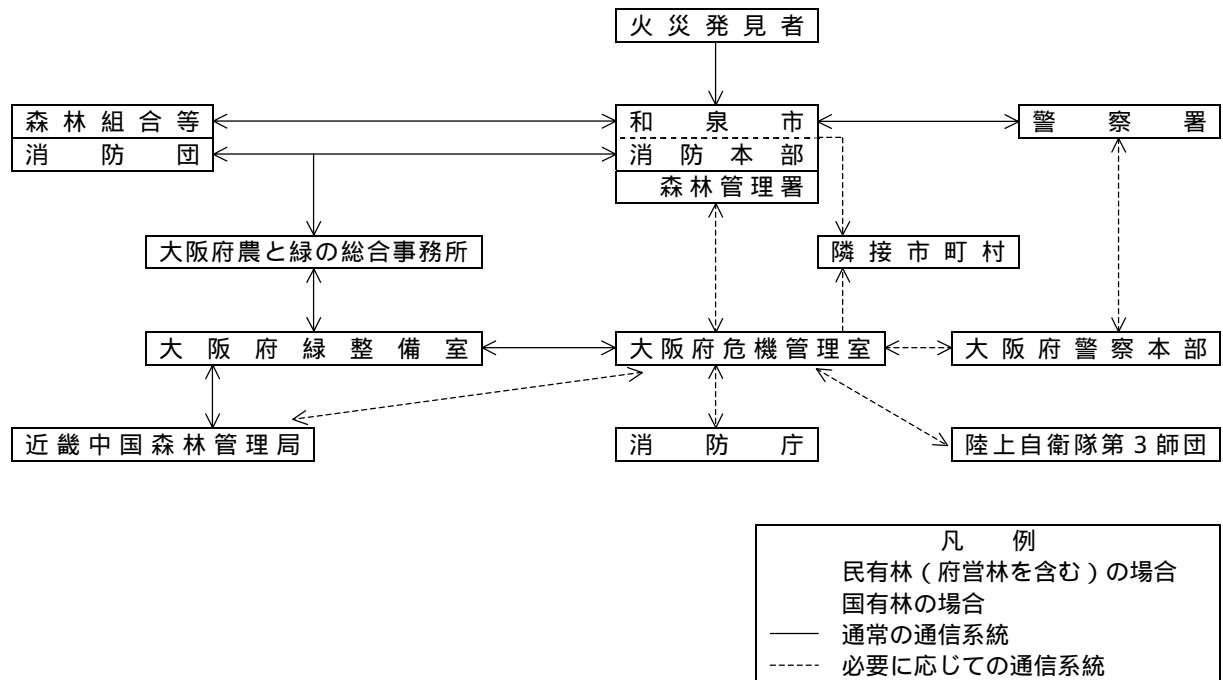
#### 2 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察、市等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

## 第4 火災通報等

### 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第5 火災の警戒

### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

### 2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

### 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

### 4 住民への周知

市は、市防災行政無線、無線吹鳴装置、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。